

平成24年3月30日

関係者各位

長崎市総務局理財部契約検査課

「推進工事」における施工実績として提出可能な対象工事の拡大について

本市又は本市上下水道局が発注する建設工事の制限付一般競争入札において、高度もしくは特殊な技術を要する工事については、入札参加資格要件として、入札参加申込時に、施工実績等調書の提出を求めることとしております。（施工実績として提出可能な工事は、原則として、国、地方公共団体等が発注した建設工事です。）

このうち、「推進工事」については、下記のとおり、民間事業者が発注した工事についても、その工事内容等が確認できるものについては、実績として認めることとしましたので、お知らせします。

記

1 変更日

平成24年4月2日以降に公告する「推進工事」から

2 変更点

「推進工事」において確認する施工実績の内容	
変更前	変更後
次のア、イのいずれかの条件を満たす者	次のア、イのいずれかの条件を満たす者
ア 元請として過去10箇年の間に、 <u>国、地方公共団体等と推進工事の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者</u> （同種・類似工事の実績としてシールド工事を含む。）	ア 元請として過去10箇年の間に、 <u>推進工事（民間事業者が発注した工事を含む。以下同じ。）の契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者</u> （同種・類似工事の実績としてシールド工事を含む。）
イ 推進工事を監理技術者又は主任技術者として施工した経験がある者又は推進工事技士の資格を有する者を監理技術者（又は主任技術者）として配置できる者	イ 推進工事を監理技術者又は主任技術者として施工した経験がある者又は推進工事技士の資格を有する者を監理技術者（又は主任技術者）として配置できる者

3 留意事項等

(1) 「推進工事」については、「施工実績の事前確認」を実施しております。実績が確認され「確認書」の交付を受けた方は、入札参加申込時に「施工実績等調書」の提出を省略することができます。（上表アに該当するもの。イについては事前確認していません。）

(2) 民間事業者が発注した工事を施工実績として提出する場合、次のア及びイの書類が必要です。実績等確認できない場合は、実績として認められないことがありますのでご注意ください。

ア 契約書及び工事完成が確認できる書類等の写し

イ 工事内容が確認できる書類等の写し（設計書、図面等）

(3) 国、地方公共団体等が発注した建設工事を施工実績として提出する場合の提出書類は、従来と変更ありません。

以上

その他不明な点等がありましたら、下記担当までお尋ねください。

【担当】

長崎市総務局理財部契約検査課工事契約係

電話（直通） 095-829-1276